

特別養護老人ホーム経営支援補助金における 「サービス改善計画」等の取組を公表します。

経営支援補助金と福祉サービス第三者評価

特別養護老人ホーム経営支援補助金の交付施設においては、平成 19 年度から、以下の取組を実施しています。

- 少なくとも 3 年に 1 度は第三者評価を受審
- 第三者評価を実施しない年は、第三者評価の利用者調査手法を活用した「利用者に対する調査」を実施
- 第三者評価等の結果を施設での利用者サービス向上のための取組につなげるために、「サービス改善計画・実施状況」を各施設が作成・公表

＜特別養護老人ホーム経営支援補助金とは＞

特別養護老人ホームが、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの維持・向上など、新しい時代の都民要望に応えられる施設となるため、特別養護老人ホーム経営支援補助を東京都独自に行っています。

公表している内容について

ここで公表しているのは、次のものです。

- 施設から東京都に提出された「サービス改善計画」
- 「利用者に対する調査」の結果報告書（これら調査を実施した施設のみ。）

サービス改善計画は「第三者評価」又は「利用者に対する調査」の結果に基づいて作成されています。

なお、「第三者評価」を受審した施設の評価結果は、「とうきょう福祉ナビゲーション」の第三者評価のページで公表しています。（事業所情報の詳細ページからも、「評価情報詳細」のボタンをクリックすれば見られます。）

※経営支援補助金交付施設においては「財務情報等の公表」の取組も行っており、第三者評価等の公表とあわせて、利用者への情報提供とともに、利用者サービスの更なる向上のために常に努力しています。

次のページより、「サービス改善計画」等を公表しています。

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名		施設番号	
花畑あすか苑		K - 401	
項目	前年度の評価結果に基づく現状分析 (平成29年度)	改善計画 (平成29年度末時点)	実施状況(予定を含む) (平成30年4月30日時点)
について	『学びの場を整備し、質の向上を図る』 職員育成として、研修計画を策定し実施をしているが、職員全体に実施できていない現状がある。	・研修時間を見直し、同内容の研修を曜日、時間を変えて行うことにより参加しやすい環境を作る。 ・個別での参加管理を行い、不参加者は優先的に研修参加できるよう、勤務表上の配慮を行う。 ・内部研修においては、職員が講師を行うようにする。(講師をすることで、振り返りや新たな学びの機会とする)	1 実施済み 2 実施予定(平成 年 月ごろ) 具体的には以下のとおりです。
について	『ヒヤリハット報告書が提出しやすいようにする』 ヒヤリハットの書式が、事故報告書と同等の為、記載のしづらい状況も起因して、全体的に「ヒヤリハット」報告が少ないような状態にある。	・気づいたときに、記載しやすいような書式及び方法の整備を行う。(マニュアルの整備) ・ヒヤリハット、事故報告書作成の意味を理解できるように学びの機会を持つ。	1 実施済み 2 実施予定(平成 30 年 10月ごろ) 具体的には以下のとおりです。 新たな様式で、試行中。記載内容、使い勝手などを検証していき整備していく。
について	『機能訓練の充実』 ・個別支援に向けて、専門職からアドバイスを受けて、生活リハビリを行っているが十分ではない。 また、集団体操がカンファレンスや施設行事で中止になることも多く、回数が減っている状況もある。	・機能訓練指導員2名の体制で、連携して個別機能訓練計画に沿った訓練の実施を行う。 ・看護、介護との連携を強化し、ケアプラン上に明記し日常生活上の訓練(生活リハビリ)を確実に実施していく。 ・毎日ラジオ体操を全館に流し、職員と利用者がどの場所でも、気軽に体を動かせる機会を作る。	1 実施済み 2 実施予定(平成 年 月ごろ) 具体的には以下のとおりです。

※この様式は、「平成29年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱」の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。